

新型コロナウイルス感染拡大を受けての対応に関するFAQ

以下に、これまでに寄せられたお問合せへの回答をまとめました。

【審査について】

01:サービスプランに提示されている日程で審査は実施されますか?

A1: はい、受審組織の皆様と審査チーム双方の感染予防対策をした上で、予定通りの日程で実施させて頂きます。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応」ページをご覧ください。 (https://www.armsr.co.jp/company/info_covid19.html)

Q2: 当社は緊急事態宣言の対象地域ですが、今回の審査を実施してもらえますか?

A2: 今後、緊急事態宣言が発令された場合の対応についてはニュースレター等でお知らせいたします。

Q3:今回の審査対象となっている事業所のうち一部が緊急事態宣言されたエリアにあります。 この場合、当該事業所の審査は予定通り行われますか?

A3: 今後、緊急事態宣言が発令された場合の対応についてはニュースレター等でお知らせいたします。

Q4:現在テレワーク(在宅勤務)を実施していますが、審査はできますか?

A4:インタビューを受けていただく方は、当日事務所にいていただく必要はありますが、その他の 従業員の方がテレワーク中でも審査は実施可能です。

【COVID-19 感染予防対策で一時的なテレワークの場合】

もしも、審査対象部署の全員がリモート又は自宅待機中で当該部署の審査が実施不可能な場合は、チームリーダーにその旨を早めに連絡してください。その場合、別の部署へ振替や実績記録での確認をさせていただく等の代替え手段を講じて対応します。

【テレワーク勤務制度をすでに導入している場合】

COVID-19 感染予防対策による一時的な自宅待機や在宅勤務ではなく、テレワーク精度を導入し、常態化している場合は、その形態でのISO運用状況を審査させていただくこととなります。 審査対象となる方(面談者)が在宅勤務形態の場合、組織様側が通常業務の中で使用されている情報通信技術(以下、ICT)を利用して、インタビューを行わせていただく場合がございます。 審査対象持病書においてテレワーク精度を導入されている組織様におかれましては、次回審査の計画書作成時までに、以下情報をカスタマーサポート又は審査チームリーダーにお知らせくださいますようお願い致します。

a) 認証審査への在宅勤務者の参加の有無



- b) 在宅勤務者が認証審査に参加する場合、その人数
- c) 在宅勤務者が認証審査に参加するために使用する ICT*
- d) 在宅勤務者の直近の ICT*利用実績
- *【ICTとは】

「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。Web 会議システムなどが該当します。

Q5:ASR ではどういった新型コロナウイルスの対策をされていますか?

- A5:(1) 咳エチケットの徹底(ハンカチマスクを含むマスク着用)、(2) 手洗い等の徹底(審査時は休憩時間ごとに手洗い)、(3) 健康管理(発熱や咳等の症状がある場合は自宅待機等)を基本方針としています。加えて、審査時には組織様に下記の依頼をして感染予防をしています。
 - ・可能な限り60~90分ごとに休憩を入れ、手洗い、換気を依頼
 - ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」 の3条件が同時にそろわないよう依頼
- 06:削除
- Q7: 当社の社内で感染者が出た場合、予定通り審査は実施されますか?
- A7:保健所の指導にもよりますが、基本的には(条件を満たせば)Web 会議システムを利用した 遠隔審査か、審査日程の変更をお願いする予定です。
- **08**:来社せずに文書のみでの審査は可能ですか?
- **A8**:今のところ、文書のみの審査は実施しておりません。
- Q9:削除
- Q10:審査員のマスク着用と体温測定は実施していますか?
- **A10**:マスク着用と、発熱がある場合の自宅待機を実施しています。 詳細は、Q5を参照ください。
- 011:削除

Q12:削除



Q13:日程を延期するのですが、変更前と同じ審査チームで対応してもらえますか?

A13:原則、同じ審査員で対応しますが、審査員の予定がつかない場合は、別の審査員が対応する こともあります。

Q14:1ヶ月以内の審査を延期した場合、キャンセル料はかかりますか?

A14: 行政による「緊急事態宣言」が発令された場合の新型コロナウイルス感染予防に起因した日程 延期は、キャンセル料はかかりません。それ以外(緊急事態宣言が発令されていない場合)の 日程変更は、契約条件どおりのキャンセル料が発生します。

Q15: 再認証審査を延期したいのですが、延期をすると有効期限を過ぎてしまうのですが?

A15: ANAB認定及びISMS-AC認定のISO認証登録証については、新型コロナウイルス感染予防に起因して審査(これには代替の遠隔審査を含みます)を行うことができない場合で、かつASRが当該マネジメントシステムは有効と判断した場合については、もとの有効期限を通常6か月以上超えない期間で、認証を【暫定的に延長】することが可能となっています。

【暫定的に延長】ができた場合でも、この延長許容期間内に審査を実施し正式な再認証判定を実施する必要がありますので、審査の延期は、現在予定の審査日から最大6か月とお考え下さい。 尚、認証が【暫定的に延長】された場合でも、その後再認証が正式決定された認証の有効期限 は、もとの再認証サイクルに基づくもの(当初の有効期限から3年間)になります。

Q16:審査の日程延期は、「緊急事態に関する確認のお願い(回答書)」を提出すれば受付けてもらえますか?

A16:特例として、通常の審査や遠隔審査を実行できない場合、下記の「緊急事態に関する確認の お願い(回答書)」を提出いただき、弊社がIAFの条件を満たすと判断した場合、最大6か月 の審査日、是正回答、及び認証期限の延長を行うことができます。

認証審査の選択フロー図を以下に記しますので、お客様の認証審査の受審方法を選択頂く際にご活用下さい。

- ⇒緊急事態に関する確認のお願い(回答書)https://www.armsr.co.jp/company/kinkyu_2004.doc
- ⇒認証審査の選択フロー:https://www.armsr.co.jp/company/kinkyu_flow2005.pdf
- (注)「緊急事態宣言」発令時を除き、急な日程変更のお申込みは、契約条件通りのキャンセル 料が発生しますのでご注意ください。

Q17: 遠隔審査とはどのような審査ですか? 特別な設備などが必要ですか? **(更新)**

A17:遠隔審査の受付は終了いたしました。



Q18: 現地に来る審査員には事前に PCR 監査を実施してもらえますか?

A18: 事前の PCR 検査につきましては、対応しておりませんのでご了承ください。

Q19:遠隔審査はいつまで行えるのですか? 【更新】

A19: 遠隔審査での対応は、受付を終了いたしました。緊急事態宣言の発令状況等により、再開される場合は、ASR ホームページやニュースレターにてご案内いたします。

■問合せ先:カスタマーサポート TEL:03-3666-8757/E-MAIL:denwa-support@armsr.co.jp